

「JETRO ガイドライン改定に関するコメント」

■前提

これまでの事業の内容を考慮すると、現行のガイドラインが当初想定していた文字通りの「案件形成段階」の調査だけではなく、既にフィージビリティ調査が行われている場合がある。この点について、文字通りの「案件形成段階」の事業のみを受託するよう国あるいは受託先に求めるか、あるいは既にフィージビリティ調査が行われているような事業も含めて受託するのかで、ガイドラインの扱いは変わってくるように思われる。

以下のコメントは、諮問委員会がこれまでに扱った事業を前提に、フィージビリティ調査が既に行われているような調査も含まれること想定した場合に、改定が必要と思われる項目をまとめたものである。

■ガイドライン本体に関する事項

第 I 部 基本的事項

7. 用語の定義

(3) 「案件形成調査」

受託形態の変更に対応していない表現となっている。今後も変更が考えられるとすれば、より一般的な表現の方が適切と思われる。

(5) 「ステークホルダー」

「ジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、」となっているが、これまでの案件では既にフィージビリティ調査が実施されている場合があり、表現の変更が必要と思われる。

(6) 「スクリーニング」

これまでの案件では既にフィージビリティ調査が行われているものや場所が特定され計画の熟度が高いものがみられるため、影響のあるなしという 2 つの区分だけでは不十分と思われる。例えば、影響がある場合を以下のように二つに分けることが考えられる。

- ・フィージビリティ調査がなされている場合や熟度が高いと考えられるもの
- ・上記以外のもの（これまでのガイドラインが想定していたもの）

第 III 部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 前提

第一段落では受託事業の種類、第二段落ではフィージビリティ調査との前後関係で、現状との違いが生じていると思われる。

(2) 基本方針

- 1) 調査の実施手続き等について
- 2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
- 3) 調査における配慮事項

これら3点については、スクリーニングの結果に応じて、対応を分けて記述することが考えられる。例えば、上記の「スクリーニング」の項で示した例に従えば、「フィージビリティ調査がなされている場合や熟度が高いと考えられるもの」とそれ以外のもので、各々について記載するような形が挙げられる。

(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

第4項目で諮問委員会の関与の時期が示されているが、これまでの議論では、調査段階で関与する形について意見が出ているため、この部分を改定することも考えられる。

2. 調査の手続き及び方法

(3) 調査実施段階

第二段落では、新 JICA 発足以前の記載であるため、修正が必要と思われる。

第四段落の「ステークホルダー協議」、第五段落の「複数案との比較」については、スクリーニングの結果に応じて扱いを変えることが考えられる。

(別紙2)

申請書（個別案件票）における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

受託事業名との整合性に加えて、既存調査の有無についてはより詳細な記載が必要と思われる。

(別紙3)

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

受託事業名との整合性に加えて、スクリーニングの方法を変えるとすれば、カテゴリーごとの記載が必要と思われる。